

- 令和5年度教員勤務実態調査の結果について、御説明いたします。
  
- 教員の働き方改革につきましては、全ての子供たちが、一人一人の適性や興味・関心などに応じた個別最適な学びにより、右肩上がりに成長していくためにも、早急に改善すべき重要な課題であると認識しております。
  
- このため、県教育委員会では、本県教員の勤務実態を把握し、学校における働き方改革や教員の超過勤務の縮減に向けた取組の一層の推進を図ることを目的として、本年6月に、平成30年度以来、5年ぶりとなる県独自の「教員実態調査」を、全校種を対象に実施したところでございます。
  
- 調査結果から、平成30年10月に県教育委員会が実施した前回調査と比べて、全校種において、教員全体の在校等時間が減少傾向にあるなど、これまで本県が進めてきた学校における働き方改革や業務改善の取組により、一定の成果が出てきていると捉えております。
  
- 一方で、
  - ・ 週当たりの在校等時間が60時間の教員の割合、これは、いわゆる過労死ラインといわれる月当たりの時間外在校等時間が80時間以上に相当しますが、前回調査と比べて、全ての校種において減少しているものの、依然として一定数の教員が該当していることや
  - ・ 「調査回答や学納金の徴収といった事務」や「部活動指導」など、多くの教員が負担に感じている業務があること
  - ・ また、多くの教員が、本来業務である「授業」や「授業準備」など子供にかかわる業務に専念できる環境の整備に向けた教育委員会の施策を求めていることなど、本県の課題や実態等が明らかになったところございます。
  
- 県教育委員会といたしましては、本調査の結果等も踏まえ、教員の超過勤務の主な要因となっている業務や、多くの教員が負担に感じている業務の負担軽減につながる効率的かつ効果的な取組について検討を進め、教員の働き方改革を一層推進してまいりたいと考えております。